

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第424号）

〔 出席停止関係文書不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年12月13日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年7月6日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。
（行政文書公開請求の内容）
府立高校において、
 - （1）生徒が「出席停止」になる場合の条件がわかる資料
 - （2）生徒が「出席停止」になった場合の指導要録上の扱いがわかる資料
 - （3）生徒が「出席停止」になった場合に、指導要録の「出席すべき日数」がどのようになるのかわかる資料
 - （4）生徒の「出席停止」が1日単位で扱うことができる根拠
 - （5）生徒の「出席停止」が1時限単位で扱うことができる根拠（以下「本件請求1」という。）
 - （6）上記（5）のように「出席停止」が1時限単位で処理される場合に、指導要録の「出席すべき日数」がどのようになるのかわかる資料（以下「本件請求2」という。）
 - （7）生徒の「出席停止」を1時限単位で扱ってはいけないことがわかる資料（以下「本件請求3」という。）
- 2 令和3年7月20日付けで、実施機関は本件請求1から本件請求3に対し、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定1」という。）を行い、「作成していないため、管理していない」との理由を付して、審査請求人に通知した。
- 3 令和3年8月27日付けで、審査請求人は、本件決定1を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求1」という。）を行った。
- 4 令和3年7月6日付けで、審査請求人は、実施機関に対し、条例第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。
（行政文書公開請求の内容）
府立〇〇高校において
 - （1）生徒が「出席停止」になる場合の条件がわかる資料
 - （2）生徒が「出席停止」になった場合の指導要録上の扱いがわかる資料
 - （3）生徒が「出席停止」になった場合に、指導要録の「出席すべき日数」がどのようになるのかわかる資料

- (4) 生徒の「出席停止」が1日単位で処理されることがわかる資料
- (5) 生徒の「出席停止」が1時限単位で処理されることがわかる資料
- (6) 上記(5)のように「出席停止」が1時限単位で処理される場合に、指導要録の「出席すべき日数」がどのようになるのかわかる資料(以下「本件請求4」という。)
- (7) 校務処理システムにおける「公欠」「出席停止」「忌引き」などの入力を誰がするのかわかる資料
- (8) 校務処理システムに教科担当者が入力した生徒の出欠を、担任が教科担当者に連絡無く勝手に書き換えることができる根拠(以下「本件請求5」という。)

5 令和3年7月20日付けで、実施機関は本件請求4及び本件請求5に対し、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定(以下「本件決定2」という。)を行い、「作成していないため管理していない」との理由を付して、審査請求人に通知した。

6 令和3年8月27日付けで、審査請求人は、本件決定2を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求(以下「本件審査請求2」という。)を行った。

第三 審査請求の趣旨

- 1 本件審査請求1について
処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。
- 2 本件審査請求2について
処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

- 1 本件審査請求1について
 - (1) 審査請求書における主張
本件請求2について、実際に「出席停止」が1時間単位で処理されている学校が確認されているため、指導要録上の記載がどのようになるのか定められた文書が存在することは明白である。
 - (2) 反論書における主張
実際に府立〇〇高校において、校務処理システムへの出席停止入力1時間単位で行われているため、文書は存在することが妥当であり、弁明は失当である。
- 2 本件審査請求2について
 - (1) 審査請求書における主張
本件請求4について、実際に「出席停止」が1時間単位で処理されていることが確認されているため、指導要録上の記載がどのようになるのか定められた文書が存在することは明白である。
本件請求5について、実際に担任が教科担当者に連絡なく勝手に書き換えている事実が確認されているため、その根拠となる文書が存在することは明白である。

(2) 反論書における主張

本件請求4について、実際に府立〇〇高校において、校務処理システムへの出席停止入力
は1時間単位で行われているため、文書は存在することが妥当であり、弁明は失当である。

本件請求5について、実際に府立〇〇高校において、担任が教科担当者に連絡なく勝手に
生徒の出欠を書き換えているため、文書は存在することが妥当であり、弁明は失当である。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求1について

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求1を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

文部科学省の通知等において、高等学校の指導要録における「出欠の記録」の記載は1日
を単位として取り扱うこととされており、1時間単位の授業の出欠等の記録を記載すること
はない。

したがって、審査請求人が求める文書は作成されておらず、存在しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定1は条例に基づき適正に行われたものであり、違法・不当な点は
なく、適法かつ妥当なものである。

2 本件審査請求2について

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求2を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

本件請求4について、文部科学省の通知等において、高等学校の指導要録における「出欠
の記録」の記載は1日を単位として取り扱うこととされており、1時間単位の授業の出欠等
の記録を記載することはない。したがって、審査請求人が求める文書は作成されておらず、
存在しない。

本件請求5について、高等学校課及び府立〇〇高校に確認したが、審査請求人が求める文
書は作成されておらず、存在しない。

(3) 結論

以上のとおり、本件決定2は条例に基づき適正に行われたものであり、違法・不当な点は
なく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の
行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによ
って府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利
便の増進を図るとともに個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の

増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件請求1から本件請求4について

ア 本件請求1は、生徒の「出席停止」が1時限単位で扱うことができる根拠に係る文書の公開を求めるものである。

実施機関に出席停止について確認したところ、以下の回答を得た。

出席停止とは、生徒の出欠確認における一類型で、生徒が学校あるいは授業に出席していない場合であっても、その理由が自己都合のものである場合は欠席と扱い、やむを得ない事情によるものである場合は出席停止という扱いがなされる。

また、出席停止の記録をすることの意味合いとして、「高等学校生徒指導要録」における「指導に関する記録」のための記録と、「単位認定」における記録があるとのことである。

(ア) 文部科学省が定める「高等学校指導要録」における記録について

文部科学省は、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月11日22文科初第1号文部科学省初等中等教育局長通知）において「指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるものであり、各学校で学習評価を計画的に進めていく上で重要な表簿であるとしている。

指導要録に記載する事項として、「〔2〕指導に関する記録」のうち、出欠の記録として出席停止が記載されているが、そこでは学校教育法（昭和22年法律第26号）第11条による懲戒のうち停学の日数や学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条による出席停止等の日数を合算して記入するとされている。

学校設置者（教育委員会等）においては、文部科学省が定める参考様式を踏まえ、「高等学校生徒指導要録」を作成することとされている。文部科学省の参考様式では「出欠の記録」の表頭の区分は「授業日数」「出席停止・忌引等の日数」「欠席日数」「出席日数」等、全て日単位になっており、実施機関においても、「大阪府立高等学校生徒指導要録解説」（以下「大阪府指導要録解説」という。）において文部科学省の参考様式どおりの様式を定めている。

(イ) 単位認定における記録について

単位認定における記録は、校務処理システムに入力することが求められているが、記録の根拠は指導要録にはない。これは、一定数の単位認定を得ることが卒業要件となっており、単位認定を受けるにあたり、開講授業数のうち一定の割合の出席を要することとなっているため、その目的から1時限単位で校務処理システムに記録する運用となっている。

以上を前提に、本件請求1から本件請求4について検討する。

イ 本件請求1及び本件請求3について、単位認定における出席停止は1時限単位で扱うこととなるが、これは単位認定を行う各教科の教員が、個別の授業ごとに記録するのが正確であり、1時限単位で扱うことが合理的であるといえるからである。そして、このような運用は、必ずしも文書でもって定めなければならないとまではいえず、また実施機関において本件請求1及び本件請求3に係る文書は存在しないと主張しており、その主張に不自然なところはなく、本件請求1及び本件請求3に係る文書が存在しないことは不合理ではない。

ウ 本件請求2及び本件請求4について、指導要録の「出席すべき日数」は、出欠の記録は1日単位で記録されるものであり、単位認定において「出席停止」が1時限単位で記録されたとしても、その内容が指導要録に反映されるものではない。

この点、文部科学省における通知及び大阪府指導要録解説では、「出席日数」には、出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入するとされている。そして「出席しなければならない日数」とは授業日数から出席停止・忌引等の日数及び留学中の授業日数を差し引いた日数をいい、「欠席日数」とは出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で生徒が欠席した日数をいう。

このことから、生徒が登校した場合は、途中で出席停止に該当する事由が発生し、その日の全ての授業時限数が出席とならなかった場合であっても、指導要録上は「出席」として扱われることとなる。これは、指導要録における出欠の記録の目的が生徒の学籍等を記録し、指導及び外部に対する証明等に役立たせることにあり、一方、単位認定における出欠の記録の目的は単位認定を行うか否かの判断を行うためであって、目的を異にするものでこれらの記録が同じでなければならないというのではなく、単位認定における出欠の記録を生徒の指導要録にどのように記載するべきかを定めた文書が存在しないことは不合理ではない。

このことは、府立〇〇高校を含む府立高校において同じであるといえ、本件請求2及び本件請求4に係る文書が存在しないことは不合理ではない。

(2) 本件請求5について

単位認定のために出欠は、校務処理システムにより記録されるものである。

実施機関に対し、校務処理システムに入力された生徒の出欠を書き換える際の運用を確認したところ、例えば、各教科の教員が記録した出欠について、担任が誤りに気付いたような場合は、担任は、各教科の教員に確認を行った上で出欠を書き換えるとのことであった。

校務処理システムに生徒の出欠を記録し、それを変更する場合の入力者については、各教科の教員が行うのが一般的であるところ、校務処理システムに限らず、いわゆる業務システムの入力権限や変更権限を、誰にどのように付与するのかは文書でもって定められなければならないというのとまではいえず、当該システムで取り扱う情報の内容や現場での作業効率性等を勘案し、適宜、対応しているとのことであり、また実施機関としても各学校に対し、文書で定めることを求めているものではないとのことであった。

以上のことから、校務処理システムへの生徒の出欠を記録する入力権限者及び変更権限者について定めた文書が存在しないことは不自然ではなく、本件請求5により公開を求める文書が存在しないことは不合理とはいえない。

仮に審査請求人が主張するような事実があったとして、その是非はともかく、その主張が

本件請求5により公開を求める文書の存在を根拠づけるものとは認められず、上記判断に影響を及ぼすものとはいえない。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮